

6. 「高速道路 SA・PA 等」への充電設備設置事業の説明と提出書類

事業名	高速道路 SA・PA 及び道の駅等への充電設備設置事業 (経路充電)	
事業内容	「高速道路 SA・PA 等」 ^(注1) における電欠防止の観点から重要な経路充電 ^(注2) または電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における充電のための充電設備設置事業	
申請できる方	地方公共団体、法人、個人	
補助対象経費	充電設備の購入費および設置工事費	
補助率	充電設備の購入費	定額（1／1 以内）
	設置工事費 ^(注3)	定額（1／1 以内）

注1：高速道路 SA・PA 等とは、高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第1条に規定する高速道路株式会社6社が管理する道路および地方道路公社法第1条（平成25年6月14日法律第44号）に規定する地方道路公社が管理する道路のSA・PAおよび隣接設置されたハイウェイオアシスのことをいう。

注2：「経路充電」とは、長距離を移動する場合の電欠回避を目的とする充電等をいう。主に急速充電設備が利用されることが多い。

注3：高速道路 SA・PA 等は、「特別な仕様に基づく工事」であるか「特別な仕様に基づかない工事」であるかで補助上限額が異なります。申請時に選択してください。「特別な仕様に基づく工事」とは、充電設備設置場所を管轄する国、地方公共団体または高速道路会社等が充電設備の設置について特別に適用を指示する規格および仕様に基づいて工事を行う必要がある場合で、特にセンターが認める工事をいう。

6-1. 「高速道路SA・PA等への充電設備設置事業」の特有の申請要件

以下の特有の要件については、(1)～(5)を全て満たし、(6)～(8)はいずれかを満たすことが必要です。

- (1) 設置する充電設備は、急速充電設備であること。
- (2) 設置場所が公道に面した入口から誰もが自由に出入りできる場所にあること。
- (3) 充電設備の利用者を限定せず、他のサービスの利用または物品の購入を条件としないこと。ただし、駐車料金等センターが特に認める料金の徴収は可とします。
- (4) センターが求める条件を満たした充電場所を示す案内板を高速道路SA・PA等の入口に設置すること。
- (5) 原則、設置する充電設備が24時間利用できること。
- (6) 新規設置については、充電設備がない場所へ新たに充電設備を設置すること。
- (7) 追加設置については、充電渋滞の緩和を目的としていること。
- (8) 入替設置については、既設充電設備を設置してから8年以上が経過しており、かつ一定需要が見込まれる場所に設置すること。

※この事業での補助対象の充電設備と設置基数の目安は下表のとおりです。

なお、1つの申請に対して、充電設備と設置パターンの組み合わせは1つのみであり、複数の充電設備ならびに設置パターンを組み合わせて申請することはできません。

充電設備		急速充電設備 (90kW以上)	急速充電設備 (50kW以上 90kW未満)
設置パターン	新規設置	1基	1基
	追加設置	1基	1基
	入替設置	1基	1基

6－2. 特有の提出書類

高速道路 S A ・ P A 等への充電設備設置事業に申請する場合は、申請の内容に応じて以下の書類をアップロードし、提出してください。

【申請の内容に応じて求める書類】

- 6-3 :「特別な仕様に基づく工事」申請事由
- 6-4 :「特別な仕様に基づく工事」を証する書類
- 6-5 :「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類
- 6-6 :「追加設置」または「入替設置」にて申請する場合に必要な書類
- 6-7 :「入替設置」にて申請する場合に必要な書類

6－3. 「特別な仕様に基づく工事」申請事由

オンライン申請システムの「特別な仕様に基づく工事」申請事由は、「6－4. 特別な仕様に基づく工事を証する書類」をもとにデータを入力し、提出してください。

センターは提出された「特別な仕様に基づく工事」を証する書類および「特別な仕様に基づく工事」申請事由をもって「特別な仕様に基づく工事」に該当するか審査します。

「特別な仕様に基づく工事」申請事由をセンターが認めない場合、「公募兼交付申請書（様式1）」の受付は不可になります。

申請者は規格や基準の関連をわかりやすくセンターに申告してください。センターは、申請者に対し工事ごとに適用される「規格」または「仕様」について詳細な説明を求める場合があります。

「特別な仕様に基づかない工事」の場合は、不要となります。

6－4. 「特別な仕様に基づく工事」を証する書類

特別に指示する規格または仕様を示す書類をアップロードし、提出してください。
 「特別な仕様に基づかない工事」の場合は、不要となります。

【記載の必須項目】

《作成者・発行者》

- ・充電設備設置場所を管轄する国、地方公共団体、または高速道路会社等の名称の記載

《規格および仕様名称》

- ・特別な仕様に該当する部材または施工方法（仕様等）の記載

《書類名称》

- ・工事の仕様等を示す書類名称の記載

《発行日》

- ・書類の発行日の記載

6－5. 「充電スペース造成費」を申告する場合に必要な書類

「充電スペース造成費」を申告する場合、センターが充電スペースの造成を必要と認めた場合のみ補助対象経費とします。

駐車スペースの造成を必要とする経緯・理由が記載された書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

- ・書類を発行した氏名または名称の記載

《作成日》

- ・書類の作成日を記載

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《設置場所住所》

- ・申請で入力した設置場所住所の記載

《造成理由》

- ・造成をする経緯・理由を記載

6－6. 「追加設置」または「入替設置」にて申請する場合に必要な書類

「追加設置」または「入替設置」にて申請する場合、直近1年間で、既設充電設備の利用回数が最も多かった月の休日（土日祝）の平均利用回数を証する書類をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《設置場所名称》

- ・申請で入力した設置場所名称の記載（略称不可）

《休日の利用回数》

- ・直近1年間で、既設充電設備の利用回数が最も多かった月の全ての休日（土日祝）ごとの利用回数の記載

《利用回数が最も多かった月》

- ・既設充電設備の利用回数が最も多かった月の記載

《既設充電設備が複数基の場合は、区別できる型式、IDまたは名称等》

- ・各々の充電設備を書類内で区別できる名称等の記載

《データの取得元》

- ・休日（土日祝）の利用回数のデータ元の記載

6－7. 「入替設置」にて申請する場合に必要な書類

「入替設置」にて申請する場合、「6－6. 「追加設置」または「入替設置」にて申請する場合に必要な書類」に加えて、既設充電設備が設置後、8年以上が経過していることを証する書類（充電設備メーカーの保証書等^(注1)）をアップロードし、提出してください。

【記載の必須項目】

《発行者》

- ・発行者（充電設備メーカー名等）の記載

《充電設備メーカー名》

- ・充電設備メーカー名の記載

《充電設備の型式》

- ・充電設備の型式の記載

《製造番号》

- ・製造番号またはシリアル番号の記載

《保証開始日》

- ・保証開始日の日付の記載

注1：充電用コンセントにおいては、充電設備メーカーにより設置当時に保証書が発行されていない場合があります。その場合は、上記、必須項目が記載されている納品書または納品出荷証明書等を提出してください。

6-8. 設置事業計画の申告（新規設置）

電欠回避を目的とする施設への充電設備設置事業において、「施設等の説明」、「設置計画」および「設置の効果」等が採択の重要な判断項目となりますので以下を申告してください。

リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。

(1) 設置する施設等の説明

- ・施設が新築または改修の場合は、営業開始予定日
- ・S A ・ P A が位置する高速道路名および上下線の別と S A ・ P A が位置する区間（IC名）
- ・過去1年間の休日（土日祝）・平日を含む月平均の当該駐車場の利用台数

(2) 設置計画

- ・充電設備の設置を判断するに至った理由
- ・設置する充電設備の種類と基数を選定した理由
- ・設置資金の調達方法

(3) 設置の効果

- ・充電設備を設置した後の充電設備の利用頻度について休日（土日祝）・平日を含む月平均の想定利用回数とその考え方

6-9. 設置事業計画の申告（追加設置）

利便性向上の観点から特に有効な場所への充電設備設置事業において、「既設充電設備の情報」、「施設等の説明」および「設置計画」等が採択の重要な判断項目となりますので以下を申告してください。

リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。

（1）既設充電設備の情報

- ・既設充電設備の出力
- ・直近1年間で、既設充電設備の利用回数が最も多かった月の休日（土日祝）の平均利用回数（複数基ある場合は、複数基の平均利用回数）
- ・既設充電設備の利用状況または充電渋滞状況

（2）設置する施設等の説明

- ・施設が改修の場合は、営業開始予定日
- ・SA・PAが位置する高速道路名および上下線の別とSA・PAが位置する区間（IC名）
- ・過去1年間の休日（土日祝）・平日を含む月平均の当該駐車場の利用台数

（3）設置計画

- ・充電設備の追加設置を判断するに至った理由
- ・設置する充電設備の種類と基数を選定した理由
- ・設置資金の調達方法

6－10. 設置事業計画の申告（入替設置）

利便性向上の観点から特に有効な場所への充電設備設置事業において、「既設充電設備の情報」、「施設等の説明」および「設置計画」等が採択の重要な判断項目となりますので以下を申告してください。

リース申請の場合は、使用者（契約者）の考えを申告してください。

(1) 既設充電設備等の情報

既設充電設備等の詳細情報を申告する項目は、センターの補助金を受けて設置したか、自費で設置したかにより内容が異なります。

詳しくは「4-3-1. オンライン申請システムの入力」を参照してください。

- ・既設充電設備の保証開始日
- ・直近1年間で、既設充電設備の利用回数が最も多かった月の休日（土日祝）の平均利用回数（複数基ある場合は、複数基の平均利用回数）
- ・既設充電設備の利用状況または充電渋滞状況

(2) 設置する施設等の説明

- ・施設が改修の場合は、営業開始予定日
- ・S A・P A が位置する高速道路名および上下線の別と S A・P A が位置する区間（I C名）
- ・過去1年間の休日（土日祝）・平日を含む月平均の当該駐車場の利用台数

(3) 設置計画

- ・充電設備の入替設置を判断するに至った理由
- ・設置する充電設備の種類と基数を選定した理由
- ・設置資金の調達方法